

保育認定(2号・3号認定)子どもにおける利用者負担

【令和9年4月以降(単位:円)】

階層区分				3歳未満児				3～5歳児	
国基準	市基準			標準時間認定		短時間認定			
				第1子扱い (全額)	第2子扱い (半額)	第1子扱い (全額)	第2子扱い (半額)		
第1階層 生活保護世帯	①	A	生活保護世帯		0	0	0	0	幼児教育・ 保育の無償化 対象です。 (負担額0円) ※各園で徴収 されている 経費、給食費 【(主食費(お米 代等)+副食費 (おかず代等)】 は無償化の対象 に含まれません。
第2階層 市町村民税 非課税世帯	②	B	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯	非課税世帯 (ひとり親世帯等*1)	0	0	0	0	
				非課税世帯 (その他世帯)	0	0	0	0	
第3階層 所得割課税額 48,600円 未満世帯	③	C1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	所得割非課税世帯 (均等割のみひとり親世帯等)	7,000	0	6,850	0	
				所得割非課税世帯 (均等割のみその他世帯)	15,000	7,500	14,700	7,350	
	④	C2		48,600円未満世帯 (ひとり親世帯等)	8,000	0	7,850	0	
				48,600円未満世帯 (その他世帯)	17,000	8,500	16,700	8,350	
第4階層 所得割課税額 97,000円 未満世帯	⑤	D1		64,700円未満世帯 (ひとり親世帯等)	9,000	0	9,000	0	
				64,700円未満世帯 (その他世帯)	21,000	10,500	20,600	10,300	
	⑥	D2		77,100円以下世帯 (ひとり親世帯等)	9,000	0	9,000	0	
				80,800円未満世帯☒	25,000	12,500	24,500	12,250	
	⑦	D3		97,000円未満世帯	30,000	15,000	29,400	14,700	
				120,000円未満世帯	35,000	17,500	34,400	17,200	
第5階層 所得割課税額 169,000円 未満世帯	⑧	D4		143,000円未満世帯	40,000	20,000	39,300	19,650	
	⑨	D5	169,000円未満世帯	44,500	22,250	43,700	21,850		
	⑩	D6	240,000円未満世帯	53,000	26,500	52,000	26,000		
第6階層 所得割課税額 301,000円 未満世帯	⑪	D7	301,000円未満世帯	57,000	28,500	56,000	28,000		
	⑫	D8	349,000円未満世帯	64,000	32,000	62,900	31,450		
第7階層 所得割課税額 397,000円 未満世帯	⑬	D9	397,000円未満世帯	72,000	36,000	70,700	35,350		
	⑭	D10	397,000円以上世帯	88,400	44,200	86,800	43,400		
第8階層 所得割課税額 397,000円 以上世帯	⑮	D11							

*1 この表における「ひとり親世帯等」とは次の世帯のことをいう。
(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
(2)次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者、保健福祉手帳の交付を受けた者
エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律 第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
(3)生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
*2 この表における「所得割額」の算定にあたっては、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除等は適用しない。
*3 この表の年齢区分は、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育の提供を受けた日の属する年度の初日の前日の満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更のないものとする。
(注)① (小学校就学前の児童から数えて)第3子以降の保育料は無料 ②所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等の場合は第2子以降の保育料は無料 ③3歳児未満の給食費は保育料に含みます。